

(厚生労働委員会)

母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(参第三号)要旨

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者がその実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限(本年七月三十一日まで)を、平成二十二年七月三十一日まで五年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。